

合併協定進行管理(商工課・観光課)

合併協定項目進行管理個表

合併協定項目				第7回協議会確認							記 事	
21 -13 商工観光関係事業の取扱い				4 (整理番号)								
協定内容												
(4)工場誘致条例及び観光誘致条例については、新市において調整する。												
調整時期												
合併前	合併時	選挙議会	H17当初 編成時	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4 以降		
	完了											
調整担当												
部名	産業部	課名	商工課・観光課									
例規調整状況												
例規調整完了												
廃止				-								
例規調整中				-							完了予定年月日 : 平成 年 月 日	
協定項目調整経過と内容及び問題点												
【調整経過】				工場誘致条例及び観光誘致条例においては、合併時、調整は完了している。								
【内容】												
【問題点】												
協定項目の実施状況及び調整による合併効果												
【実施状況】				工場等の新增設に係る奨励措置の指定基準、新設の場合 固定資産取得価格1000万円超、新規雇用5人超、増設拡張の場合、500万円超、雇用条件なし。								
【合併効果】				合併前後を比較し、合併後に置いて指定基準が緩和されている。固定資産取得価格で、1,000万円、1,900万円、2,300万円が1,000万円に緩和。奨励措置の実績は、前後でほぼ同じ状況にある。								